

**公益目的支出計画の実施完了が内閣府にて確認されました。**

一般社団法人全日本駐車協会

当法人は一般社団法人移行のため、旧社団法人として蓄積した公益目的財産額を教育研修等事業及び機関誌等発行事業の二事業に支出し、最終的に零とする公益目的支出計画を前年度より取り進めて参りましたが、当初計画より1年早く初年度で計画を完了したことから、平成25年5月30日付けで、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第124条の規定に基づき、当該支出計画の実施が完了したことの確認を内閣府宛請求して参りました。

今般10月23日付けで内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の確認書を受領いたしました。これにより、一般社団法人移行に関するすべての手続きは完了いたしました。

以 上